

大阪市港区役所とACワークス株式会社との事業連携に関する協定書（案）

大阪市（以下「甲」という。）とACワークス株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、行政課題・地域課題の解決を図るとともに、市民や大阪市在住外国人への情報発信や地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、大阪市港区政に関する次の事項について連携・協力する。

- （1）市民への情報発信に関すること
- （2）大阪市在住外国人への情報発信に関すること
- （3）地域活動の活性化に関すること
- （4）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 前項各号に掲げる具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より令和8年3月31日までとする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 大阪市港区市岡1丁目15番25号
大阪市
協定締結担当者

乙 大阪市西区土佐堀1丁目5番11号
KDX土佐堀ビル5F
ACワークス株式会社

大阪市港区長 **（自署）**

代表取締役 **（自署）**